

大館警察署改築事業
要求水準書
(案)

-

秋田県
令和8年2月16日

《目 次》

第1 総則.....	1
1 要求水準書の位置付け.....	1
2 事業目的.....	1
3 対象施設.....	1
4 対象業務.....	2
5 適用法令等.....	2
6 事業期間.....	5
7 その他.....	6
8 本施設に係る基本条件.....	7
第2 設計・建設業務に関する要求水準.....	11
1 本施設の整備水準.....	11
2 設計業務.....	23
3 建設業務.....	24
4 工事監理業務.....	28
5 解体業務.....	29
6 配置予定技術者.....	32

<添付資料>

- 添付資料1 対象敷地の範囲
- 添付資料2 インフラ埋設状況図（上下水、電気）
- 添付資料3 地質調査資料
- 添付資料4 既存施設の図面等
- 添付資料5 諸室要求水準書
- 添付資料6 機能相関図
- 添付資料7 留置施設設計基準・配置イメージ図
- 添付資料8 工事エリア想定図
- 添付資料9 過去の埋蔵文化財試掘調査概要図
- 添付資料10 アスベスト調査結果
- 添付資料11 大館署車庫アスベスト除去工事設計図（平成17年）

※上記の添付資料は、本事業への参画を検討する場合に限り交付又は閲覧に供する。詳細は、実施方針を参照すること。

※入札公告時には、上記添付資料に加えて、追加情報を公表予定である。

第1 総則

1 要求水準書の位置付け

「大館警察署改築事業 要求水準書(案)」(以下「本書」という。)は、大館警察署庁舎改築事業(以下「本事業」という。)への提案を検討する民間事業者を対象に公表するものであり、「入札説明書」と一体のものとして位置付けるものである。県が本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に対し、要求するサービス水準を示し、本事業の提案に具体的な指針を示すものである。

2 事業目的

昭和53年に建設された大館警察署庁舎について、築後約47年が経過し、老朽化や狭隘化等の問題が生じていることから、早急な建替えが必要であるため、現在地での建替えを行うこととしている。

また、本事業においては、設計・施工一括発注方式(DB方式)を活用して、効率的かつ効果的に大館警察署新庁舎、車庫棟及び新庁舎の外構等の設計及び建設を行い、県の事務手続の負担軽減等、警察活動の一層の向上に資することを目的とする。

3 対象施設

大館警察署新庁舎(以下「新庁舎」という。)、車庫棟(以下「新車庫」という。)及び新庁舎の外構等を「本施設」という。本事業の整備対象施設は、本施設とし、本施設の敷地を「事業対象地」という。

また、本事業の解体対象施設は、大館警察署現庁舎(以下「現庁舎」という。)、現車庫A棟、現車庫B棟、現霊安室棟及び現庁舎の外構等とし、「解体施設」という。

表1 対象施設

本施設	大館警察署新庁舎
	車庫棟
	新庁舎の外構等
解体施設	大館警察署現庁舎
	現車庫A棟
	現車庫B棟
	現霊安室棟
	現庁舎の外構等

4 対象業務

以下に本事業の対象業務を示す。

表 2 対象業務

大分類	中分類	小分類	業務内容	
施設整備 業務	設計業務	各種調査及び申請業 務	測量、地質調査等 その他調査、届出、申請等	
		設計業務	基本設計 実施設計 その他業務	
		建設業務	建設業務	本施設の工事 事前協議、申請、届出、検査等 その他業務（建物への保険付保等）
			什器備品の調達及び 設置	新規の什器備品の調達及び設置
			完了検査	工事完了の検査等
		工事監理業務		工事監理
	解体業務	解体業務	各種調査業務	解体に必要となる各種調査 （アスベスト調査を含む）
解体設計業務			解体設計 その他業務	
解体工事業務			解体及び撤去工事 事前協議、申請、届出、検査等	

5 適用法令等

(1) 法令等

- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）

- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 大気汚染対策法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ・ その他関連法令等

(2) 条例等

- ・ 秋田県警察組織条例（昭和 29 年条例第 32 号）
- ・ 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（平成 14 年条例第 13 号）
- ・ 秋田県地球温暖化対策推進条例（平成 23 年条例第 20 号）
- ・ 秋田県環境基本条例（平成 9 年条例第 60 号）
- ・ 秋田県木材利用促進条例
- ・ あきた県産材利用促進方針
- ・ 秋田県都市計画法に基づく開発許可制度の手引き
- ・ 秋田県建築基準条例（昭和 35 年条例第 27 号）
- ・ 大館市建築基準法施行細則（平成 7 年規則第 15 号）
- ・ 大館市開発行為の手引き
- ・ 大館市開発行為等の規制に関する規則（平成 19 年規則第 25 号）
- ・ 大館市環境基本計画
- ・ 大館市地球温暖化対策実行計画
- ・ 大館市景観計画
- ・ 大館市景観条例（令和 7 年条例第 35 号）
- ・ 大館市景観条例施行規則（令和 7 年規則第 37 号）
- ・ 大館市火災予防条例（平成 17 年条例第 89 号）
- ・ 大館市環境基本条例（平成 10 年条例第 18 号）
- ・ その他関連条例等

(3) 適用基準等

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 営繕工事設計業務委託共通仕様書（秋田県建設部営繕課）
- ・ 営繕工事に係る特記仕様書（秋田県建設部営繕課）
- ・ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 営繕工事におけるコンクリートの耐久性向上施策の取扱方針（秋田県建設部営繕課）
- ・ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 営繕工事監理業務委託共通仕様書（秋田県建設部営繕課）
- ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）
- ・ 電子納品運用ガイドライン（秋田県建設部）
- ・ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕部監修）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 秋田県庁環境保全率先実行計画

- ・ 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画
- ・ 内線規程（社団法人 日本電気協会）
- ・ 高圧受電設備規程（社団法人 日本電気協会）
- ・ 高調波抑制対策技術指針（社団法人 日本電気協会）
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（環境省）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人 日本建築センター）
- ・ 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）（一般社団法人公共建築協会）
- ・ その他官庁管轄の技術基準等

※上記適用法令等については、業務実施時の現行法令等及び最新版による。

6 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約の締結日から令和13年3月31日までとし、本事業実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

表 3 事業期間

項目	期間
事業契約の締結	令和9年3月
設計・建設期間	令和9年3月（契約締結日）から令和13年3月31日とする。
解体期間	建設状況に応じ適切な時期に着手の上、令和13年3月31日までに実施する。 ※ただし、現庁舎の解体工事は、新庁舎の仮使用認定を受けた後に着手する。
仮設の霊安室棟の仮使用の開始	新庁舎及び新車庫の建設前に、現霊安室棟の解体が必要なため、解体前に仮設の霊安室棟を建設し、新車庫の供用開始までの間、仮使用認定（建築基準法第7条の6）を受けること。
新庁舎・新車庫の仮使用の開始	現庁舎の解体前に新庁舎及び新車庫を建設し、新庁舎・新車庫の仮使用認定（建築基準法第7条の6）を受けること。 ※新庁舎及び新車庫の仮使用の開始時期は指定しないが、現庁舎の解体と新庁舎の外構等の整備を含むすべての工事を令和13年3月31日までに完了できるよう、適切な工事工程を事業者にて提案の上、設計業務開始後に別途、仮使用の開始時期について県と調整を行う。

7 その他

(1) 個人情報の取扱い

- ・ 事業者が本事業を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じる。
- ・ 従業者、派遣労働者又は受託事務に従事している者に、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用させてはならない。本事業の事業期間が満了し、若しくは契約を解除し、又はその職を退いた後も、同様とする。

(2) 文書の管理・保存

- ・ 事業者が本事業に伴い作成又は受領する文書等は、適正に管理・保存する。また、事業終了時に、県の指示に従って引き渡す。

(3) 守秘義務

- ・ 事業者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。本事業の事業期間が満了し、若しくは契約を解除し、又はその職を退いた後も、同様とする。

(4) 環境への配慮

- ・ 事業者は、次のような環境に配慮した本事業の実施に努める。
 - 秋田県環境基本条例、秋田県地球温暖化防止対策条例、大館市環境基本計画、大館市地球温暖化対策実行計画等の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守する。
 - 物品調達の際は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、できる限り環境物品等を利用するよう努める。
 - 廃棄に当たっては、市の分別基準に従い、ごみの減量化、資源化に努める。
 - 建築工事における産業廃棄物については、関係法令を遵守し適切に処理する。

(5) 地域経済への配慮

- ・ 本事業終了まで、必要な資機材や消耗品を調達する際、またスタッフを雇用する際は、可能な限り県内から調達、雇用するなど、地域経済に配慮しながら業務を遂行するよう努める。

(6) 補助金等の適用における支援

- ・ 事業者は、本事業において県が申請・適用予定の都道府県警察施設整備費補助金及び脱炭素推進事業債に関し、図面や積算書類等、申請に必要な資料の作成支援を行う。

8 本施設に係る基本条件

(1) 既存施設

ア 敷地・現庁舎の概要

表 4 既存施設の概要

施設名称	大館警察署庁舎
住所	秋田県大館市根下戸新町1番70号
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	—
用途地域	準工業地域
誘導区域等	—
敷地面積	9,214.55 m ²
建築面積／延床面積	919.01 m ² /2,408.93 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階
容積率／建蔽率	200%/60%
電話線	北側道路：架空線、埋設管あり
ガス	プロパンガス 50kg×10本 (自動切換装置付、ガスメーター25A)
上下水道	上水道：北側(塩ビ管、φ150)、東側(塩ビ管、φ100-150) 下水道：北側(塩ビ管、φ100-125)、西側(塩ビ管、φ100-125)
同一敷地内の建築物	現車庫A棟、現車庫B棟、現霊安室棟
その他	対象敷地は埋蔵文化財包蔵地には該当しないが、近隣に遺跡が分布している。直近の試掘調査の結果、遺跡等の発見はなかったものの調査範囲が限定的であったため、建設時に教育委員会の立会による現地調査が必要(【添付資料9 過去の埋蔵文化財試掘調査概要図】参照)。

※現況の詳細は【添付資料1 対象敷地の範囲】【添付資料2 インフラ埋設状況図(上下水、電気)】【添付資料3 地質調査資料】【添付資料4 既存施設の図面等】による。



図 1 既存施設の位置図

(2) 本施設

ア 整備する諸室

本施設に整備する諸室は、【添付資料5 諸室要求水準書】に示す諸室ごとの要求水準のほか、以下に一覧表にて示す。各室の面積は【添付資料5 諸室要求水準書】に示す面積程度とし、本施設の延床面積は新車庫及び適宜としている諸室を除き 3,500 m²程度とする。また、各課の更衣室及び証拠品倉庫は集約配置可能とする、具体的には【添付資料6 機能相関図】を確認すること。なお、警務課（留置管理係）については、【添付資料7 留置施設設計基準・配置イメージ図】を確認すること。

表 5 本施設の諸室一覧表

対象施設	分類	室名
新庁舎	共用部	保護室／洗濯乾燥室／エントランスホール／印刷室／女子仮眠室／消火栓ポンプ室／受水槽／男子更衣室／女子更衣室／長期書類保管庫／長的文書保管庫／電気室／発動発電機室／当直コーナー／男子仮眠室／警ら仮眠室／ユーティリティスペース／湯沸室／男性トイレ／女性トイレ／バリアフリートイレ／共用倉庫／共用物入
	署長室	署長室／洗面更衣室
	警務課	警務課事務室／警務課倉庫／手入れ室／拳銃(装備)庫／安全相談室相談員室／被害者支援室
	警務課(留置管理係)	留置事務室／領地品倉庫／受付／身体検査室兼診察室／浴室／脱衣室／洗濯室／乾燥室／場外WC／面会室／待合室／少年室／寝具庫／留置室／看守席／留置保護室／運動場／留置倉庫／休憩室／護送車庫
	会計課	会計課事務室・OA室／会計課倉庫
	交通課	免許写場／交通許認可スペース／交通課事務室／取調室／証拠品室／相談コーナー
	刑事課	鑑識室／暗室／長期証拠品庫／短期証拠品庫／刑事課事務室／参考人取調室／装備庫／捜査会議室／司法面接用相談室／写場
	生活安全課	生活安全課事務室／少年補導室／少年相談室／生安倉庫／許認可スペース／受付コーナー／生安長期証拠品庫／生安短期証拠品庫／レディース相談室
	地域課	地域課事務室／地域課倉庫
	取調室	取調室／取調室(任意)
	警備課	警備課事務室／警備課倉庫
	通信機械室	通信機械室／管制室
	会議室	大会議室／大会議室用倉庫／小会議室／倉庫
道場	道場／踏込／道場倉庫／道場男子更衣室／道場女子更衣室／防具庫／乾燥室	
新車庫	—	大型車(2台)／中型車(7台)／一時保管庫／装備品倉庫、装備資機材庫、大型資機材庫／検視室／霊安室／装備品庫、証拠品庫／拾得自転車置場、拾得物倉庫／倉庫(書類保管庫)

イ 整備する駐車場等台数

本施設に備える駐車場等台数は、以下とする。

警察車両用駐車場：敷地内平面駐車： 24台（小型車） 10台（中型車）
新車庫： 7台（中型車） 2台（大型車）

来庁者用駐車場：敷地内平面駐車：190台

障がい者用駐車場：敷地内平面駐車：(※)台以上

駐輪場：自転車のみ20台

※秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき算定される駐車台数以上とする。

ウ 想定する来庁者数

現状の実績に基づき、本施設の来庁者数は、100人／日程度を想定する。

エ 整備手順

- ・ 本施設の建替えは、表1に示すStep1からStep4までの手順にて、現在の大館警察署の敷地内にて行う。なお、工事期間中に想定される工事エリアについて、【添付資料8 工事エリア想定図】に示す。
- ・ 新庁舎建設用地の確保のため、敷地北東角にある現車庫B棟及び現霊安室棟を解体するとともに、敷地内の植栽等を解体の上、必要な台数の暫定駐車場を整備する。
- ・ 新車庫（霊安室を含む）の仮使用認定が開始するまでの間の霊安室としての機能を維持するため、現霊安室棟の解体に先立ち、敷地内に仮設の霊安室棟（約30㎡）を整備し、仮使用認定を受ける。仮設の霊安室棟の整備水準については、【添付資料5 諸室要求水準書】に示す霊安室、検視室と同等とするが、構造については、プレハブ工法による建築物とすることも可とする。また、建築確認申請を必要とする建築物として整備する。
- ・ 敷地東側に新庁舎及び新車庫を建設する。この際、新庁舎・新車庫の周辺に必要な台数の駐車場及び外構を整備する。
- ・ 新庁舎及び新車庫の竣工後、事業者は仮使用認定を受ける。その後、事業者にて新規調達する什器備品を設置する。その後、県が新規調達する備品及び現庁舎から移転する一部の什器備品等を新庁舎へ搬入する。
- ・ 什器備品の調達・搬入完了後、新庁舎の仮使用が開始された後に、現庁舎及び現車庫A棟の解体並びに暫定駐車場の補修を行い、平面駐車場及び外構を整備して完成検査を受けた上で工事が完了し、全面供用開始とする。
- ・ なお、工事期間中に確保すべき駐車場の台数は、表6に示すとおりとする。

表 6 本事業における整備手順

段階	整備手順	駐車場台数
 <p>Step1 新庁舎建設用地の確保</p>	<p>①仮設霊安室棟の建設・仮使用認定</p> <p>①'現車庫B棟・現霊安室棟の解体</p> <p>①"中庭撤去（暫定駐車場として活用）</p>	<p>既存駐車場 （第1エリア除く）</p>
	<p>①現車庫B棟、現霊安室棟の解体に先立ち、①仮設霊安室棟の建設と仮使用を開始する。①'中庭撤去・仮舗装を実施し、暫定駐車場を確保する。</p>	<p>警察車両用：25台</p> <p>来庁者用：90台</p>
 <p>Step2 新庁舎・新車庫の建設</p>	<p>②新庁舎の建設</p> <p>②'新車庫の建設</p> <p>②"第2期エリアの外構・駐車場整備</p>	<p>暫定駐車場</p>
	<p>②新庁舎、②'新車庫、②"第2期エリアの外構・駐車場の整備を行う。上記の整備後も暫定駐車場は継続して使用する。</p>	<p>警察車両用：25台</p> <p>来庁者用：50台</p>
 <p>Step3 部分供用開始、現庁舎の解体</p>	<p>③新庁舎へ機能移転・仮使用認定</p> <p>③'現庁舎の解体</p> <p>③"現車庫A棟の解体</p>	<p>暫定駐車場＋第2期エリア駐車場</p>
	<p>③新庁舎への機能移転（什器備品設置・引越し）を行った上で、③'現庁舎、③"現車庫A棟を解体する。この際、第2期エリア駐車場の供用を開始するため、暫定駐車場と併せて進入路と搬入路の位置を変更する。</p>	<p>警察車両用：25台</p> <p>来庁者用：50台</p>
 <p>Step4 外構・駐車場整備、全面供用開始</p>	<p>④第3期エリアの外構・駐車場整備</p>	<p>第2期エリア駐車場</p>
	<p>現庁舎の解体後、④第3期エリアの外構・駐車場整備を行い、暫定駐車場の補修等整備の上、全面供用開始する。</p>	<p>警察車両用：25台</p> <p>来庁者用：50台</p>

第2 設計・建設業務に関する要求水準

1 本施設の整備水準

(1) 基本的な考え方

ア 業務の内容

- ・ 本施設の建設に係る業務について、事業者が実施する業務は、次のとおりである。
 - 設計業務
 - 建設業務
 - 工事監理業務
 - 解体業務

イ 環境配慮・ライフサイクルコストの縮減

- ・ 自然採光・自然通風を有効に活用するほか、エネルギー使用量を削減するため、LED照明や高効率設備機器の採用など、省エネルギー・省資源に積極的に取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの考え方に即した環境負荷低減に配慮する。
- ・ 「あきた県産材利用推進方針」に基づきエントランスホールや会議室の内装などへの県産材の活用を図り、環境配慮や地域経済の活性化に貢献する。
- ・ 維持管理・運営コストを考慮した設計や汎用性に配慮した設計とし、メンテナンスに配慮したシンプルな構造とする。

ウ セキュリティへの配慮

- ・ 来庁者が立ち入ることができる空間と立入りを制限する空間とを明確に区画した計画とし、庁内各課の特性に応じたセキュリティを確保する。詳細は【添付資料● セキュリティ基本方針・セキュリティ区分イメージ】を参照する。

エ ユニバーサルデザインへの配慮

- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）」、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省）」、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に示される基準に基づき整備を行うものとする。

オ 防災・減災への配慮

- ・ 防災・減災の観点から本施設に必要な工事を実施し、安全・安心な施設となるように配慮する。

(2) 新庁舎の整備水準

新庁舎に係る整備水準は、以下とする。

ア 建築

- ・ 配置計画に当たっては、各諸室が機能的かつ効率的に配置されるよう考慮する。各諸室の相関関係については【添付資料6 機能相関図】を参照する。
- ・ 正面エントランスには、自動ドア及び手動ドアを設けるほか、新庁舎裏手等に通用口を設ける。正面エントランス及び通用口のいずれにも風除室を設ける。
- ・ 計画的なゾーニングにより、円滑な警察業務に資するものとする。
- ・ 新庁舎は、警察機能の機動性、安全性等確保に資するよう、各課の連携強化や移動距離短縮のため、地上5階建て以下の計画とする。
- ・ 必要なサイン（案内表示、室内版、禁止表示等）を設置し、利用者にわかりやすくする。
- ・ 各諸室や階段下等のデッドスペースは、収納スペースとするなど有効活用を図る。
- ・ 色彩計画は、街並みを考慮するとともに、各諸室の利用目的に合わせた色調とする。
- ・ 窓ガラスは複層ガラスを採用し、適切な断熱性能を確保するほか、紫外線をカットする仕様とし、周囲への反射に留意する。
- ・ 窓にはカーテン又はブラインドを設置する。
- ・ 自然通風を取ることが想定される窓には網戸をつける。
- ・ 外壁、屋根等に用いる材料については、断熱性能、耐久性、耐候性、耐衝撃性、メンテナンス性の面で優れたものとする。
- ・ 冬季の建物内への寒気の吹込みを和らげるよう、建物配置、形状、エントランス、窓、植栽等を考慮する。
- ・ 環境負荷軽減を考慮し、原則ZEB Readyを取得する。
- ・ 塗装及び接着剤（建築資材、備品含む）は、シックハウス対応品のものとする。また、各諸室における揮発性有機化合物の室内濃度は、厚生労働省が定める指針値以下とし、化合物は住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）による五化合物を対象とし同法に定める測定方法等を用いて確認するものとする。室内環境の測定及び対策は、完成検査前に測定を行い、対策が必要な場合には開庁までに実施し、指針値以下であることを確認する。

【対象五化合物の指針値】

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	0.08ppm
トルエン	0.07ppm
キシレン	0.05ppm
エチルベンゼン	0.88ppm
スチレン	0.05ppm

- ・ 敷地内は、全面禁煙とする。
- ・ 新庁舎に警察官募集等の垂れ幕（12m程度）を取り付けるための懸垂幕昇降装置を新

庁舎外壁又は玄関付近の通行者が見やすい場所に整備する。新庁舎正面正門付近にフラッグポール（9m程度）を2本設置する。

- ・ 歩道等に面した通行者が見やすい場所に掲示板（ポスターを掲示しガラス戸等で施錠できるもの）を設置する。
- ・ 被留置者等の逃走防止（被留置者等が使用する室及び通路）及び職員の転落防止（道場）のため、内側に窓格子等を設置する。
- ・ 屋上への出入が可能な塔屋を設ける。屋上出入口内側に6㎡程度の踊り場を確保するとともに、塔屋上部に南側方向へ向けたアンテナ設置スペースとして6㎡以上確保する。
- ・ その他利用者の利便性の向上に努める。

イ 構造

(7) 耐震安全性

- ・ 構造設計では、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」による耐震安全性の分類について、『人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設』で『多数の者が利用する施設』、及び『災害時の拠点施設』であり、災害時でも機能が阻害されず各種の機能を維持させることが可能なように、以下とする。

構造体：I類

非構造部材：A類

建築設備：甲類

(4) 安全の確認

- ・ 建築基準法施行令第138条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針」（(旧)建設省住指発第157号・令和元年5月16日）に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認する。

ウ 設備

(7) 一般事項

- ・ 設備機器の更新時に躯体を改修せずに施工できるなど、更新のしやすさに配慮し、メンテナンス性を考慮した計画とする。
- ・ 多雪地域としての地域性を考慮する。
- ・ 建物内の温度、湿度及び照度を用途に応じ適切にコントロールできるようにする。
- ・ 主要機器は原則として屋内設置とする。ただし、設備機器の耐候性や耐久性を考慮し、機能上の問題がないと合理的に判断できる場合は、屋外設置も可とする。
- ・ 設備機器及び設備配管の凍結防止措置を講じる。
- ・ 雪害、風水害、落雷、断水及び停電等の災害を考慮して計画する。
- ・ 原則としてトイレ、湯沸室等、水を使用する室の直下及び直近には電気室・発電機

- 室、通信機械室等の室を計画しない。
- 太陽光等の再生可能エネルギーの活用といった環境配慮型設備の利用に配慮する。

(イ) 電気設備

① 電灯設備

- 各諸室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等の設置、配線工事及び幹線配線工事を行う。
- 各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光も有効活用しながら計画し、便所、給湯室等については、適宜、人感センサー付き照明とする。
- 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置する。
- 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- 機能に応じた灯具の演色性を考慮する。
- 原則、照明はLED照明とする。

② 動力設備

- 各空調機、ポンプ類等の動力機器への配管配線等を行う。

③ 受変電設備

- 受電方式は原則、業務電力とする。
- 電気負荷容量は、各諸室のOA機器等の同時利用でも支障のないよう設定する。
- 電力幹線の引込みは、2系統（本線・予備線）とし、別々の変電所からの系統とする。
- 本線又は予備線が停電した場合に給電可能な系統に自動的に切り替わる構造とする。
- 本線及び予備線が両停電した場合に自動的に非常用発電機系統に切り替わる構造とする。

④ 自家用発電設備

- 災害時に防災拠点としての機能を維持できるよう、1週間以上連続運転が可能な自家用発電設備（発動発電機室）を計画する。設置位置は事業者提案によるものとし、発電機が運転している場面でも安全にタンクに給油できる構造であれば屋内への設置も可とする。また、72時間以上自家発電設備を稼働できる容量の燃料貯蔵庫を計画する。ただし、危険物取扱い上の制約があれば別置きタンクの設置も可とする。
- 新庁舎運営上必要とされる室及び電力を要する機械設備に電力供給を可能とする。具体的には【添付資料5 諸室要求水準書】及び【添付資料● 諸室設備機器一覧表】による。また、必要発電出力は原則、建築設備設計基準における発電機設備甲類に基づくものとする。
- 発電機回路コンセントは色分けを行い、一般コンセントと色別区分を行う。

⑤避雷設備

- ・ 建物のほか屋上に設置するアンテナも保護範囲とし、建築基準法に基づいた避雷設備を設置する。

⑥電話設備

- ・ 建物内各室に電話設備の配線等を行う。
- ・ 電話機及びP B X（電話交換機）は、県が調達し、設置する。
- ・ 電話線及び通信線は、2系統で引き込めるよう管路を整備する。

⑦情報通信設備

- ・ 屋上塔屋に無線機用のアンテナを共架する鋼管柱を整備する。なお、屋上階の独立基礎への設置も可とする。
- ・ 外部から通信回線を接続するための外部接続ボックスを屋上塔屋壁面及び1階屋外壁面の可能な限り南側に整備する。また、外部から電源供給するための非常用電源接続ボックスを1階屋外壁面に整備する。なお、1階屋外壁面に整備する外部接続ボックス及び非常用電源接続ボックスは、それぞれ専用車両（2 m×5 m）から接続することを考慮し、公道から電源接続ボックスまでの車両導線と駐車スペースを確保する。
- ・ 本施設（通信機械室、O A室）への通信事業者によるケーブルの引込みのための配管を整備する。
- ・ 通信機械室、O A室からE P S及び諸室への配線及びケーブルラック等を整備する。
- ・ 配線については、用途別に色分けを行う。
- ・ 通信設備概要については【添付資料● 通信設備概要図】を参照する。
- ・ 事務室等（【添付資料● 諸室設備機器一覧表】参照）は、フリーアクセスフロア等にするなど、将来的な更新性を考慮する。

⑧電気時計設備

- ・ 【添付資料5 諸室要求水準書】及び【添付資料● 諸室設備機器一覧表】に示す設置対象室及び1階公衆溜まりに時計を設置する。
- ・ 時計は、自動で時刻補正が可能な電気時計とする。なお、デザインは県と調整する。
- ・ システムは、親子時計による制御は行わず、電池式電波時計を各諸室に配置するものとする。なお、電波の届きにくい場所については、電波中継器を設置し、本施設内全域（新車庫を含む）で電波を受信できるようにすること。
- ・ 主装置等は、当直コーナーの総合複合盤に接続させること。

⑨テレビ共同受信設備

- ・ 地上デジタル放送、F M、A M、B Sの各種テレビ・ラジオアンテナを設置する。

⑩テレビ電波障害防除施設

- ・ 電波障害予測の机上調査及び建設前後の実地調査を実施する。なお、本施設の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、本事業にてテレビ電波障害防除施設を設ける。

⑪コンセント設備

- ・ コンセントは、1か所当たり2口を基本とする。
- ・ 設置目安を下記のとおりとするが、【添付資料5 諸室要求水準書】に具体的記載のある箇所は下記によらず適切に設置する。
各室・会議室：6㎡ごとに1か所
廊下、ホール等：歩行距離10mごとに1か所
倉庫、電気室、機械室、風除室：出入口近傍に1か所
- ・ 共用部のコンセントは、清掃等に支障のないよう適切な箇所に設置する。

⑫インターホン設備

- ・ 来庁者や職員同士の連絡に用いるインターホン設備を設ける。
- ・ 設置場所等については【添付資料● 諸室設備機器一覧表】及び【添付資料● インターホン概要図】を参照する。

⑬拡声設備

- ・ 当直コーナーから全館及び各執務室単位に放送を可能とする設備とする。
- ・ 留置管理係事務室には留置場内居室周囲の通路に放送が可能な設備を設置する。設備の設置に当たっては、一般放送が留置場内に拡声されないよう留意する。
- ・ デジタルプレイヤーを備え、オートアナウンスが可能な設備を設置する。
- ・ 消防法に定める非常放送設備を兼ねる仕様とする。

⑭エレベーター設備

- ・ 職員及び来庁者の利用、消耗品等（ボンベ、コピー用紙等）の搬送や移転及び機器更新に伴う各機器類や資機材の搬送に用いるためのエレベーターを設置する。
- ・ エレベーターの台数は、一般用1台、留置人護送用1台を設置する。
- ・ エレベーターの利用可能人数は、11人以上とする。エレベーターは、室内に防犯カメラを設置し、映像を当直コーナーにて確認できる仕様とする。また、録画機能を有するものとする。
- ・ 当直コーナーにエレベーター用インターホンを設置する。
- ・ 最新法令に基づき必要な性能を備える。また、回生電力機能、地震時管制運転機能、火災時管制運転機能、その他バリアフリーの観点から、操作性・視認性に配慮し、車椅子等利用者への対応が可能な機能を備える。なお、地震時、火災時の着床フロ

アについては、地震時は最寄階、火災時は避難階とする。

⑮出退表示盤

- ・ 幹部の出退状況が分かるよう関係各事務室にLCD表示盤を設置する。設置場所等については【添付資料●諸室設備機器一覧表】及び【添付資料●出退表示内容及び設置場所】を参照する。
- ・ 執務室に出退切替スイッチを設置する。ただし、署長用は署長室入口の警務課側に設置する。また、署長用のみ、電話中の表示も可能な設備とする。

⑯警報装置

- ・ 一定の条件により警報が作動した際に指定する関係諸室の警報盤に発報先が表示され、かつ、警報音が吹鳴する設備を設置する。詳細は【添付資料●警報設備表示内容及び設置場所】を参照する。

⑰防犯カメラ設備

- ・ 出入口付近等適切な場所に防犯カメラを設置すること。詳細は【添付資料●セキュリティ基本方針・セキュリティ区分イメージ】を参照する。
- ・ 防犯性に配慮するため、屋内及び屋外の適宜必要とされる地点に設置されたITVの映像を確認できるモニターを設置し、記録・管理できる設備を設置する。
- ・ モニター設置場所について、当直コーナーに設置する。
- ・ 屋外に設置する機器については、積雪等の地域特性に配慮した仕様とする。

(ウ) 機械設備

①空調設備

- ・ 可能な限り低GWP（地球温暖化係数）化を考慮したシステムを採用する。
- ・ 各諸室にて操作できるものとする。
- ・ 冷房のみ使用する室（通信機械室、OA室、電気室）及び留置施設については、他の室と分けた個別の制御が可能な設備とする。なお、通信機械室の空調機は床置き型を原則とし、天井埋込型など天井裏で冷媒管を配管する構造にしないものとする。
- ・ 留置施設については、故障時などにおいても留置施設内全ての空調機能が停止することがないように、複数系統の空調設備を設置する。
- ・ 高所に設ける空調機器は、容易に維持管理できる構造とする。

②換気設備

- ・ 適切に換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した対策を行う。
- ・ 諸室全室に設置し、各諸室で操作できるものとする。
- ・ 鑑識室について、他の室と系統を分けた個別の制御が可能な設備とする。

- ・ 高所に設ける換気機器は、容易に維持管理ができる構造とする。

③排煙設備

- ・ 建築基準法に基づき設置する。
- ・ その他、事業者の提案に基づき必要に応じ適切に設置する。

④自動制御設備

- ・ 当直コーナーにおいて、各諸室の空調設備及び換気設備の操作が可能なものとする。また、各室ごとに空調設備、換気設備の操作が可能なものとする。
- ・ 各主要設備の故障状況等が当直コーナーにおいて発報等により確認できる設備を設ける。

⑤衛生器具設備

- ・ 清掃等維持管理を十分考慮して機器を選定する。
- ・ 維持管理のみに利用する水栓以外は、衛生面等から、原則として給湯給水設備（センサー式自動水栓）を標準とし、センサー類は停電時にも水栓が使用できる構造とする。
- ・ トイレは洋式（節水型）とし、暖房機能及び洗浄機能を有するものとする。

⑥給水設備

- ・ 受水槽を設置する。施設内の給水設備において、必要水量・必要水圧が確保できない場合は、必要な設備を適宜設置する。
- ・ 結露防止を考慮し、円滑な給水利用に資するよう、適切な寒冷地仕様とする。
- ・ 諸室ごとに整備する設備に応じ、適切な配管等の給水設備とする。

⑦排水設備

- ・ 排水方式は雨水・汚水分流式とし、公共下水道等に適切に接続する。
- ・ 施設運用に支障のないよう、適切な結露防止を講じる。

⑧給湯設備

- ・ 用途に応じ、使用時の適切な給湯が可能な給湯設備とする。
- ・ 配管は、断熱等を行い、適切な保温効果を有するものとする。
- ・ 給湯熱源器は、省エネルギー性を考慮し、高効率なものとする。
- ・ 節湯器具を採用する。

⑨消火設備等

- ・ 消防法等関係法規に基づき設置する。
- ・ 消火設備は、水消火を基本とする。

- ・ 消火器を適宜設置する。また、【添付資料5 諸室要求水準書】に示す諸室のうち水消火が適さない通信機械室、OA室、電気室、発動発電機室は、不活性ガス消火器とする。

(3) 新車庫の整備水準

新車庫に係る整備水準は、以下とする。

ア 建築

- ・ 配置計画に当たっては、各諸室が機能的かつ効率的に配置されるよう考慮する。各諸室の相関関係については【添付資料6 機能相関図】を参照する。
- ・ 計画的なゾーニングにより、円滑な警察業務に資するものとする。
- ・ 【添付資料5 諸室要求水準書】に示す諸室のうち、外部から直接アクセスする諸室と前室を介してアクセスする諸室に分けて、それぞれ出入口を設ける。
- ・ 来庁者（ご遺族）が利用する霊安室につながる前室の出入口は、プライバシー確保の観点から目隠しフェンスを設ける等、設置場所に配慮する。
- ・ 色彩計画は、街並みを考慮する。
- ・ 自然通風を取ることが想定される窓には網戸をつける。
- ・ 外壁、屋根等に用いる材料については、断熱性能、耐久性、耐候性、耐衝撃性、メンテナンス性の面で優れたものとする。
- ・ 冬季の建物内への寒気の吹込みを和らげるよう、建物配置、形状、エントランス、窓、植栽等を考慮する。
- ・ 霊安室については、居室に準じたシックハウス対策を行うとともに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく空気環境測定（浮遊粉塵、CO、CO₂、温度、相対湿度、気流）に加え、負圧維持の確認及び薬品類（ホルムアルデヒド等）の滞留防止に関する換気性能試験を実施し、報告する。室内環境の測定及び対策は、完成検査前に測定を行い、対策が必要な場合には開庁までに実施し、指針値以下であることを確認する。
- ・ その他利用者の利便性の向上に努める。

イ 構造

(7) 耐震安全性

- ・ 構造設計では、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」による耐震安全性の分類について、『人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設』で『災害時の拠点施設』であり、災害時でも機能が阻害されず各種の機能を維持させることが可能なように、以下とする。

構造体：I類

非構造部材：A類

建築設備：甲類

(イ) 安全の確認

- ・ 建築基準法施行令第138条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針」（（旧）建設省住指発第157号・令和元年5月16日）に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認する。

ウ 設備

(7) 一般事項

- ・ 設備機器の更新時に躯体を改修せずに施工できるなど、更新のしやすさに配慮し、メンテナンス性を考慮した計画とする。
- ・ 多雪地域としての地域性を考慮する。
- ・ 主要機器は、原則として屋内設置とする。ただし、設備機器の耐候性や耐久性を考慮し、機能上の問題がないと合理的に判断できる場合は、屋外設置も可とする。
- ・ 設備機器及び設備配管の凍結防止措置を講じる。
- ・ 雪害、風水害、落雷、断水及び停電等の災害を考慮して計画する。

(イ) 電気設備

① 電灯設備

- ・ 各諸室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等の設置工事、配線工事及び幹線配線工事を行う。
- ・ 各諸室の利用形態・空間に応じた適切な照明計画とするとともに、自然採光も有効活用しながら計画する。
- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関連法令に基づき設置する。
- ・ 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- ・ 機能に応じた灯具の演色性を考慮する。
- ・ 原則、照明はLED照明とする。

② 動力設備

- ・ 各空調機、ポンプ類等の動力機器への配管配線等を行う。

③ 受変電設備

- ・ 受電方式は、新庁舎と同一系統とする。

④ 電話設備

- ・ 建物内各室に電話設備の配線等を行う。
- ・ 電話機及びPBX（電話交換機）は、県が調達し、設置する。
- ・ 電話線及び通信線は2系統で引き込めるよう管路を整備する。

⑤情報通信設備

- ・ 新庁舎の通信機械室、OA室から新車庫の諸室に引き込むための配管及び配線、ケーブルラック等を整備する。
- ・ 配線については、用途別に色分けを行う。
- ・ 通信設備概要については【添付資料● 通信設備概要図】を参照する。

⑥電気時計設備

- ・ 【添付資料5 諸室要求水準書】及び【添付資料● 諸室設備機器一覧表】に示す設置対象室に時計を設置する。
- ・ 時計は、新庁舎で整備する電池式電波時計を採用し、各諸室に配置するものとする。

⑦コンセント設備

- ・ コンセントは、1か所当たり2口を基本とする。
- ・ 設置目安を次のとおりとするが、【添付資料5 諸室要求水準書】に具体的記載のある箇所は次によらず適切に設置する。
各室・倉庫・保管庫：6㎡ごとに1か所
前室：出入口近傍に1か所
車庫：洗浄機の設置スペース付近に1か所
- ・ 共用部のコンセントは、清掃等に支障のないよう適切な箇所に設置する。

⑧拡声設備

- ・ 新庁舎の当直コーナーから新車庫の諸室単位に放送することを可能とする設備とする。
- ・ 新庁舎にて備えるデジタルプレイヤーによりオートアナウンスが可能な設備を設置する。

(ウ) 機械設備

①空調設備

- ・ 可能な限り低GWP（地球温暖化係数）化を考慮したシステムを採用する。
- ・ 検視室及び霊安室に設置し、各諸室にて操作できるものとする。
- ・ 高所に設ける空調機器は、容易に維持管理できる構造とする。

②換気設備

- ・ 適切に換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した対策を行う。
- ・ 諸室全室に設置し、各諸室で操作できるものとする。
- ・ 検視室、霊安室、装備品倉庫、装備資機材庫及び大型資機材庫について、他の室と

系統を分けた個別の制御が可能な設備とする。

- ・ 高所に設ける換気機器は、容易に維持管理ができる構造とする。

③排煙設備

- ・ 建築基準法に基づき設置する。
- ・ その他、事業者の提案に基づき必要に応じ適切に設置する。

④給水設備

- ・ 給水設備方式は、直結直圧方式とする。
- ・ 結露防止を考慮し、円滑な給水利用に資するよう、適切な寒冷地仕様とする。
- ・ 諸室ごとに整備する設備に応じ、適切な配管等の給水設備とする。

⑤排水設備

- ・ 排水方式は、雨水・汚水分流式とし、公共下水道等に適切に接続する。
- ・ 施設運用に支障のないよう、適切な結露防止を講じる。

⑥給湯設備

- ・ 用途に応じ、使用時の適切な給湯が可能な給湯設備とする。給湯設備は、検視室及び霊安室を対象とする。
- ・ 配管は、断熱等を行い、適切な保温効果を有するものとする。
- ・ 給湯熱源器は省エネルギー性を考慮し、高効率なものとする。
- ・ 節湯器具を採用する。

⑦消火設備等

- ・ 消防法等関係法規に基づき設置する。
- ・ 消火設備は、水消火を基本とする。
- ・ 消火器を適宜設置する。

(4) 外構等の整備水準

- ・ 事業対象地は、安全に通行できるよう、原則、歩車分離動線とする。
- ・ 事業対象地の車両出入口は、敷地北側に2箇所、東側に1箇所設ける。なお、建設期間中の現庁舎利用時及び新庁舎仮使用時においてはこの限りではない。
- ・ 駐車場に関し、警察車両用駐車場と来庁者用駐車場の車両動線や車両出入口は分ける必要はない。ただし、警察車両に関しては、機動性を損なわないよう適切な動線計画とする。また、新庁舎の建物の正面出入口付近には、警察車両（中型車）が数台分駐車できる区画を確保する。
- ・ 新車庫については、【添付資料● 警察車両一覧】に記載する車両の駐車スペースを確保する。建物の整備水準の詳細は【添付資料5 諸室要求水準書】を参照する。

- ・ 警察車両及び来庁者用の駐車スペースは2.5m×5.0m、障がい者用駐車スペースは3.5m×6.0mとする。
- ・ 新庁舎の正面出入口に必要な応じてスロープを設置する。
- ・ 緑地は、法令上の必要最低限とし、維持管理を考慮した計画とする。
- ・ 既存ごみ置き場（4.83 m²）と同等の広さの屋根付きのごみ置き場を設置する。ゴミ置き場は、新庁舎に近接した場所に設置し、極力雨にぬれずに新庁舎と往来が可能にようにする。また、カラス被害を防ぐため、金網フェンス等の措置を講ずる。
- ・ 事業対象地内にみだりに一般人が立ち入ることを防ぐことを目的に、敷地外周に高さ1.3m程度のフェンスを設置する。
- ・ 新庁舎玄関前に車止めを設ける。また、新庁舎玄関前から敷地内への見通しを確保する。
- ・ 必要なサイン（看板等）を設置し、利用者にわかりやすくする。

(5) 諸室の整備水準

【添付資料5 諸室要求水準書】参照

2 設計業務

(1) 各種調査及び申請業務

- ・ 事業者は、事業対象地の状態を把握し設計業務の前提条件とするため、事業対象地の測量、地質調査等の必要な調査を行う。
- ・ 事業者は、自らが提案する本施設の設計及び施工に当たり必要となる各種届出及び申請等の業務を適切な時期に実施する。
- ・ 事業者は、その他設計業務に必要な業務について実施する。

(2) 設計業務

- ・ 事業者は、本施設の工事に関する基本設計及び実施設計を行う。
- ・ 事業者は、建築士法第3条第1項に定める一級建築士により設計業務を行う。また、構造については、建築士法第20条の2に定める構造設計一級建築士が、設備については、建築士法第20条の3に定める設備設計一級建築士が関与する。
- ・ 事業者は、設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む業務計画書を県に提出する。
- ・ 事業者は、諸室レイアウトの変更が必要となった場合や意匠に関わる計画方針については、設計業務着手後速やかに県と協議し確認を得る。
- ・ 県が別途調達、設置する備品（【添付資料● 県による設置備品】参照）を踏まえた設計とするため、県の備品選定に関して必要な協議、調整を実施する。
- ・ 設計の進捗管理を事業者の責任において実施する。
- ・ 事業者は、地盤調査結果に基づき基礎の適正な設計を実施する。
- ・ 事業者は、設計業務が完了したときに県による設計図書の検査を受ける。また、事前に県の設計図書のチェック及び必要な協議等を行うため、基本設計に係る図書は

基本設計完了の1か月前まで、全ての設計図書は実施設計完了の2か月前までに事前提出する。なお、事業者は、本事前提出をもって設計業務の完了の通知を行うものではない。

- ・ 事業者は、要求水準書及び提案書類の仕様を変更する場合は、仕様が同等以上であることを確認できる比較資料を県に提出し、県と協議の上、県の確認を受ける。

(3) 設計図書

- ・ 事業者は、設計業務の成果は設計図書として、【添付資料● 成果書類リスト】に示す書類、その他資料を取りまとめる。基本設計完了時及び実施設計完了時において、適切な図書を作成し、提出する。なお、要求水準確認表は、書式を業務着手の前に県と協議の上、作成する。
- ・ 提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。提出図書は、電子データ（CADデータ、PDF）も提出する。また、提出図書の作成に使用するCADソフトは、JWW CADとする。なお、他のCADソフトを使用する場合は、成果品のファイル形式等について県の確認を受けることとする。
- ・ 県は、事業者から設計図書、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から10日以内に事業者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。

3 建設業務

事業者は、県による検査を受けた設計図書に基づいて建設業務を行う。

(1) 基本事項

- ・ 事業契約書に定める期間内に本施設の建設工事を実施する。
- ・ 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し適切な工事計画を策定する。
- ・ 事業者は、設計図書及び施工計画書に従って本施設の工事を行う。
- ・ 設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図る。
- ・ 事業者は、自らが提案する本施設の施工に当たり必要となる各種届出及び申請等の業務を適切な時期に実施する。
- ・ 近隣地区住民に対する建設業務関係の事前説明については、事業者が実施する。
- ・ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設業務が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。事業者は、工事内容を近隣に周知徹底して理解を得るように努める。
- ・ 現庁舎及び近隣への対応について、事業者は県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- ・ 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策、交通誘導員の配置等）を行う。
- ・ 県は、県の費用負担及び責任により工事損失調査（工事前、工事後）を行う予定で

ある。事業者は、県が実施する工事損失調査の実施に当たって、必要な情報等を提供する。工事損失調査の結果、第三者への賠償責任が生じた場合、リスク分担の考え方にに基づき、その補償費用を分担する。

- ・ 工事は原則として土日、休日及び年末年始は行わないものとする。また、「秋田県週休2日制工事実施要項」及び「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に基づき、休日の条件設定について県と調整を行う。
- ・ 工事や工程の工夫等により、工期の遵守と短縮を図る。
- ・ 土工事に伴う掘削時には埋蔵文化財に関する教育委員会の立会による現地調査が必要となる。事業者は、工事工程の検討に当たって県と調整を行う。なお、建設中に遺跡等が発見された場合は、工事を一時中止の上、直ちに県に報告し、県の指示を仰ぐこと。
- ・ 発生する廃棄物を適正に処理・処分するとともに、周辺環境の保全に十分留意して行う。
- ・ 工事に伴い発生する廃棄物は、建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律に基づき、分別を行い再資源化に努める。

(2) 建設業務

ア 工事

- ・ 事業者は、工事に先立ち、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、以下の書類を添付の上、県に提出し、承諾を受ける。なお、添付書類の提出時期については、県に確認し、適時に必要な資料を提出する。

- 施工計画書
- 技能士選定通知書
- 施工図、機器承諾図
- 工事週報
- 工事打合せ記録簿
- 進捗状況報告書（月報）
- 施工体制台帳
- 工事实績情報の登録
- その他必要となる書類

- ・ 工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に保管する。
- ・ 工事中における来庁者及び近隣住民等への安全対策については、万全を期すものとする。
- ・ 周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じる。
- ・ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分する。

- ・ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものは、積極的に再利用を図る。
- ・ 隣接する建物や道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損し、又は破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- ・ 周辺地域に万が一に悪影響を与えるような事態が発生した場合は、事業者の責めにおいて苦情処理等に対応する。
- ・ 事業者は、各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な工事を実施する。
- ・ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一に火災等により災害が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努める。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。

イ 事前協議、申請、届出、検査等

- ・ 各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を県に提出する。
- ・ 事業者は、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の月報に取りまとめる。
- ・ 事業者は、工事期間中及び工事業務完了後に事業者が行う検査又は試験について、事前に県に実施日等を通知する。なお、県は当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- ・ 県は、工事期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- ・ 県が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力する。
- ・ 県は、工事期間中、施工状況の説明等を要請する場合がある。この場合、事業者は、書面等により施工状況の説明を行う。
- ・ 事業者は、工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に保管する。事業者自らが実施する完成検査の後、完成図書とともに整理し、県に提出する。
- ・ 工事着工後に現場状況により変更を要する事態が発生した場合は、設計者、県と協議の上、工程等を再検討し、要求性能を達成するものとする。
- ・ 工事期間中は、以下の書類を県に提出し、確認又は承諾を得る。なお、書類の提出時期については、県に確認し、適時に必要な資料を提出する。

- 現場休止届
- 事故発生報告書
- 労働者死傷病報告
- 労働災害等発生報告書
- 工事工程写真
- 機材品質証明書

- 試験成績書
- 出荷証明書搬入材料検査簿
- 産業廃棄物関係書類
- 週休2日工事の取組希望に関する打合せ記録簿
- その他必要となる書類

ウ その他

- ・ 本施設の工事に関し、建設工事保険等に加入する。
- ・ 工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。

(3) 什器備品の調達、設置

- ・ 什器備品の設置及び整備を建設期間中に実施する。
- ・ 本事業により設置する什器備品の調達について、最新の秋田県庁環境保全率先実行計画を参考とし、事業者の提案により別途県と協議の上、決定するものとする。
- ・ 室内空間と調和した什器備品を設置するように努める。
- ・ 什器備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮する。
- ・ 本事業における什器備品は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の造り付け等の什器備品を計画することを認めるものとする。必要に応じて什器備品の設計を行う。なお、リース方式による調達は認めないものとする。
- ・ 什器備品の選定に当たっては、整備後においても、県が買い足しや修理を簡便にできるものとする。なお、サプライチェーンリスクに配慮した購入を行うため、電気製品等購入時は事前に県警にメーカー型式番号等を報告する。
- ・ 什器備品の設置に当たっては給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置する。
- ・ 事業者は、県の完成確認までに什器備品に対する耐震対策などを行う。
- ・ 事業者は、県の完成確認までに什器備品管理台帳を作成し、県に提出する。什器備品管理台帳に記載する項目は、メーカー名、品名、型番、規格、調達金額（単価）、数量、設置場所（諸室名など）、調達会社、調達年月日を含むものとする。
- ・ 事業者は、什器備品を設置する際、本事業により整備したことが分かるシールを作成し、貼付する。シールに記載する項目は、「事業名」、「品名」、「調達年月日」及び「管理番号」とする。

(4) 完了検査

- ・ 事業者は、本施設の工事完成後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、自主検査及び本施設の開庁に必要な試運転等を実施し、その内容を県に書面にて報告する。事業者は自主検査の結果により必要な修補等を行う。

- ・ 事業者は、自主検査の結果を、各種法令に基づく検査結果に関する書面の写しを添えて、県に報告し、建築基準法第7条の完了検査に係る検査済証受領の後、工事が完了した旨を県に通知する。完了検査は、1回実施する。ただし、工事完了前に新庁舎や新車庫、仮設の霊安室棟の仮使用の必要時期に応じて、事業者は、仮使用認定申請（建築基準法第7条の6）を受けるものとする。
- ・ 事業者は、自主検査の実施及び県への報告後、完成図書と併せて県による完成検査を受ける。
- ・ 県は事業者から完成の通知を受けた後、14日以内に事業者立会の上、完成検査を実施し、その結果を通知するが、検査に合格しない場合、事業者は直ちに修補等の対応をして改めて県の検査を受けなければならない。この場合において、修補等の完了を業務の完了とみなす。
- ・ 工事完成後、事業者は事業契約に準ずる期間は契約不適合責任に対して責任を負う。工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷や不都合は、県の指示により迅速に修理し、これに必要な費用は事業者の負担とする。また立会者は県の指示によるものとする。
- ・ 完成図書は原則、【添付資料● 成果書類リスト】のとおりとし、詳細については県と協議の上整理する。提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。提出図書は、電子データ（CADデータ、PDF）も提出する（CADデータについては、JWW CAD形式にて提出する。）。なお、他のCADソフトを使用する場合は、ファイル形式等について県の確認を受けることとする。

4 工事監理業務

(1) 基本事項

- ・ 厳正かつ公平に監理に当たること。
- ・ 建築基準法第5条の6第4項に定める工事監理者（一級建築士）により監理を行う。
- ・ 「建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（最新版）等を遵守する。

(2) 本施設の工事監理業務

- ・ 事業者は、自らの責任により工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認する。
- ・ 事業者は、工事着手前に業務計画書（工事監理体制その他工事監理方針について記載したもの）を県に提出し、承諾を得る。
- ・ 事業者は、県があらかじめ定めた時期において工事の進捗状況等を報告するほか、県から要請があった場合には適時報告、説明等を行う。
- ・ 事業者は、引渡し日の60日前までに、工事監理報告書及び要求水準確認表等事前資料を県に提出し、確認を得る。なお、事業者は、本事前提出をもって工事監理業務の完了の通知を行うものではない。

- ・ 要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、基本設計着手時から実施設計及び施工段階までの経緯がわかるように、同様の書式で作成する。
- ・ 事業者は、本施設の建設業務（4）完了検査に示す本施設の自主検査を行い、建設業務（4）完了検査に示す自主検査及び工事完了通知を工事監理報告書とともに県に提出し、建設業務の事業者とともに県が実施する完成検査を受ける。
- ・ 県は、事業者から工事監理報告書等、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から14日以内に事業者の立合いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。

5 解体業務

(1) 基本事項

- ・ 解体対象施設の解体に当たっての事前調査の具体的な時期については県と調整する。
- ・ 解体対象施設の解体設計・解体業務に必要な業務は、事業者の責任において実施する。なお、現庁舎内の残置備品などの撤去処分は、本事業の対象外とする。
- ・ 近隣地区住民に対する解体業務関係の事前説明については、事業者が実施する。
- ・ 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し適切な工事計画を策定する。
- ・ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、解体業務が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。事業者は、工事内容を近隣に周知徹底して理解を得るように努める。
- ・ 現庁舎及び近隣への対応について、事業者は県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- ・ 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策、交通誘導員の配置等）を行う。
- ・ 工事は原則として土日、休日及び年末年始は行わないものとする。
- ・ 既設解体・撤去建物などの解体・撤去工事に当たっては、解体物などが飛散・流出することのないよう万全の措置を講ずる。
- ・ 発生する廃棄物を適正に処理・処分するとともに、周辺環境の保全に十分留意して行う。
- ・ 工事に伴い発生する廃棄物は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別を行い再資源化に努める。

(2) 各種調査業務

- ・ 着工に先立ち、近隣住民との調整及び解体準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。
- ・ アスベスト調査については、【添付資料10 アスベスト調査結果】、【添付資料11 大館署車庫アスベスト除去工事設計図（平成17年）】を参照の上、事業者自らの判断で調査対象箇所を選定すること。なお、県では、アスベストの対象範囲として、現

庁舎、現車庫A棟、現車庫B棟、現霊安室棟及び焼却室を想定している。

- ・ 近隣への説明を実施する。
- ・ 解体対象物及び解体工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題があれば適切な処置を行う。

(3) 解体設計業務

- ・ 解体業務に関する各種申請に関し、本事業期間内の各段階で必要な申請対応を図る。
- ・ 県が必要とする場合は、事業者は各種許認可等の書類の写しを県に提出する。
- ・ 県は、事業者から設計図書、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から10日以内に事業者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。

(4) 解体工事業務

- ・ 各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の解体業務を実施する。事業者は工事現場に工事記録を常に整備する。
- ・ 工事中における近隣住民等への安全対策については、万全を期すものとする。
- ・ 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び整備を十分に行う。
- ・ 工事完成時には施工記録を用意し、県の確認を受ける。
- ・ 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応を行う。
- ・ 周辺地域に万が一に悪影響を与えるような事態が発生した場合は、事業者の責めにおいて苦情処理等に対応する。
- ・ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分する。
- ・ 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものは、積極的に再利用を図る。
- ・ 隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損し、又は破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障を来さないように処理を行う。
- ・ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一に火災等により災害が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努める。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。
- ・ 県は事業者から完成の通知を受けた後、14日以内に事業者立会いの上、完成検査を実施し、その結果を通知するが、検査に合格しない場合、事業者は直ちに修補等の対応をして改めて県の検査を受けなければならない。この場合において、修補等の

完了を業務の完了とみなす。

- ・ 完成時の提出書類は、工程及び完成時の写真を含む工事記録簿とし、詳細については県と協議の上整理する。提出時の体裁、部数等は、別途県の指示するところによる。

6 配置予定技術者

事業者は、設計業務、建設業務の実施に当たり、以下の技術者を配置する。

表 6 配置予定技術者の要件

業務	配置予定技術者の要件
解体業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある。） 監理技術者を配置する。 ・ 監理技術者は、一級建築施工管理技士、一級建設機械施工技士、一級建築士、技術士、解体施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。 ・ 監理技術者は専任とするが、解体業務に着手するまでの期間については、専任を要しない。
設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。） 管理技術者を1名配置する。 ・ 管理技術者は、5年以上の実務経験を有し、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の3階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上の施設における実施設計業務の実績を有すること。 ・ 建築総合、構造、電気設備、機械設備の各主任技術者を1名配置する。各主任技術者の兼務は不可とする。また、各主任技術者は5年以上の実務経験を有するものとする。 ・ 管理技術者と、建築総合又は構造の主任技術者は兼務することができる。 ・ 管理技術者、建築総合及び構造の主任技術者は、一級建築士とする。なお、構造主任技術者の構造設計一級建築士の保有は必須ではないが、建築構造設計において、構造設計一級建築士による設計への関与を必須とする。また、電気設備、機械設備の主任技術者は一級建築士又は建築設備士の保有がない者の配置も可とするが、設備設計に当たっては設備設計一級建築士による設計への関与を必須とする。 ・ 構造及び電気設備、機械設備の主任技術者の所属は、管理技術者の所属する企業以外でもよい。 ・ 管理技術者及び各主任技術者については、設計業務完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。
建設業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある。） 現場代理人及び監理技術者を配置する。

業務	配置予定技術者の要件
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 ・ 監理技術者は、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の建築工事（修繕を除く）を元請として完成させた工事に担当者として従事した経験を有すること。 ・ 現場代理人及び監理技術者については、工事完成までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。 ・ 監理技術者は、特例監理技術者制度の運用により本施設の監理を兼ねることができる。
工事監理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある（提案書類の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある。）工事監理者を配置する。 ・ 工事監理者は、一級建築士とし、工事監理業務の管理技術者とする。 ・ 工事監理者は、5年以上の実務経験を有し、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の3階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上の施設における実施設計業務若しくは工事監理業務の実績を有すること。 ・ 工事監理企業は、工事監理者のほか、設計業務に示す建築総合、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者と同様の実績及び資格を保有する者を建築総合、構造、電気設備及び機械設備の主任技術者に配置する。 ・ 工事監理者は、工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ県の確認を得るものとする。